

# 中堅・中小企業の賃上げ支援策について (取引適正化)

2025年1月

経済産業省 中部経済産業局長 寺村 英信

# 取引適正化に向けた経済産業省の取組

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

## 1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても2024年11月1日施行。)

## 2) 実態把握・相談対応

- ① 下請Gメン (R5:300名→R6:330名)によるヒアリング (年間約13,000件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応 (年間約12,000件)

## 3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン (20業種) 自主行動計画 (29業種・79団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)、フォローアップ調査、結果公表
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(58,000社超)

# 中部地域における取引適正化に関する好事例

## (下請Gメンによるヒアリング事例)

### 価格転嫁・支払条件

- 発注側企業から労務費上昇分のコスト転嫁の申出があり、根拠資料の提出も不要で単価引上げが認められた。同社はパートナーシップ構築宣言を行っており、価格交渉に関するアンケートを実施し、交渉に問題がないか自ら事後確認を行っている。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が発出された後の交渉では、自社作成の簡易な資料で協議が進み、労務費上昇分を含む価格転嫁が認められた。
- 毎年3月のみ価格交渉を実施していたが、2024年は9月にも発注側企業からの申入れで価格協議があり、4月及び10月と2回値上げが認められた。
- 発注量減少を懸念した発注側企業から「価格上昇環境の中でこのままのコスト構造で大丈夫ですか」との心配の声かけがあり、資料を取りまとめて価格協議したところ、原材料費上昇分および労務費の値上げが認められた。
- 自社において定期昇給を実施したため、労務費上昇に係る根拠資料を提出して取引価格の引上げ要請を行ったところ満額承認され、定期昇給実施時期まで遡及して一括で支払われた。
- 発注側企業から申出があり、従前の電子記録債権での支払から現金100%に支払条件が見直され、資金繰りが大幅に改善されたため、自社の下請協力会社への支払現金化が促進された。

# 「自動車業界における適正取引の推進説明会 in 中部」の開催

- 取引適正化の取組紹介により、自動車業界のサプライチェーンの「全体」に適正取引への理解促進を図ることを目的として、（一社）日本自動車部品工業会と連携（東北局と九州局も共催）し、適正取引の推進説明会を開催。

## 【概要】

日 時：令和6年10月16日（水）10:00～12:00

対 象：自動車産業のサプライチェーンに関わる企業

主 催：（一社）日本自動車部品工業会、中部経済産業局

共 催：東北経済産業局、九州経済産業局

内 容：トヨタ自動車(株)の調達本部、(株)東郷製作所、日本自動車部品工業会から適正取引にかかる活動事例の紹介や、経済産業省自動車課から政府における取引適正化にむけた取組を説明。

## 【結果】

- ・参加者数：会場200名、Web800名（新聞9社、テレビ2社の11社）
- ・NHK、共同通信、中日新聞、日経新聞、北海道新聞やメ〜テレ（名古屋テレビ）等で報道あり。
- ・参加者からは、「取引適正化について理解が深まり、今後の価格転嫁交渉に生かしたい。」「OEM、サプライヤーの取組が紹介される、このような説明会の開催は大変ありがたい。」といった声があった。



# 航空機関連サプライヤー向け説明会

- 昨今の物価上昇を乗り越え、**持続的な構造的賃上げを実現するためには、取引環境の整備が重要なため、航空機サプライヤーを対象とした価格転嫁・取引適正化対策の説明会を実施。**
- また、防衛装備品等の安定的な製造確保のため、防衛装備庁の担当者より、**防衛事業を行うサプライヤーのための基盤強化措置**について説明しPRを図る。

## 説明会の概要

- 1.日時：令和6年11月8日（金）13:30～15:30（受付13時～）
- 2.場所：中部経済産業局 2階大会議室
- 3.参加者：48名（重工、航空機サプライヤー等）
- 4.プログラム：
  - (1)価格転嫁・取引適正化について ～労務費転嫁指針を中心に～  
中部経済産業局 地域経済部 航空宇宙・次世代産業課 課長 青山美代子氏
  - (2)防衛事業を行うサプライヤーのための基盤強化措置について  
防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 防衛生産基盤強化法室 前任 山口 泰弘氏

## 参加者の声

- 価格転嫁について（サプライヤー）  
航空機は、プライム企業が価格交渉協議の声がけをしっかりとっており、価格転嫁についても、満額とはいかないまでも、コスト上昇を考慮し、値上げに応じてくれている。
- 防衛生産基盤強化法について（プライム企業）  
昨年10月から500社程度にこの法律を紹介してきたが、まだうまくいっていない。本日の説明会を踏まえて活用を広げていきたい。

